

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(平成30年度)

部等名: 沖縄県 農林水産部

課名: 村づくり計画課

公社等名: 沖縄県土地改良事業団体連合会

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	土地改良専門技術者調査報告書作成業務	調査報告書作成業務	1,212	○			各種の土地改良事業専門技術者が在籍しているのは当該団体のみであり、特に換地業務に関する業務を実施しているのは県内で当該団体のみである。			村づくり計画課
2	平成30年度経済効果諸係数等算定業務	経済効果諸係数算定業務	994	○			当該団体は、全国土地改良事業団体連合会という全国的なネットワークを有しており農業農村整備事業における経済効果算定に関する情報収集を行うのが有利である。			村づくり計画課
3	農業農村整備事業実績情報調査委託業務	実績情報調査業務	8,856	○			詳細な実績情報(受益面積・事業費・事業量等)を沖縄県土地改良事業団体連合会が管理・運用する水土里情報GISシステムへ登録するために、基礎的情報のデータフォーマットの改変が必要となっており、その対応は、システム管理者の県土連のみ可能であることから、本業務契約の性質・目的が競争入札に適しないと判断した。			村づくり計画課
4	平成30年度補助版標準積算システム基礎単価入力作業委託業務	実施設計単価改定に伴う基礎単価の入力作業	2,592	○			補助版標準積算システムは、農業農村整備事業に係る工事・業務の積算の効率化を目的として、農林水産省が開発したシステムを地方公共団体等向けに改変したものである。県内において、当該システムの補助版の使用許諾を受けている機関は、沖縄県の他には沖縄県土地改良事業団体連合会のみとなっているため契約相手方として選定した。			農地農村整備課

5	平成30年度水利施設ストックマネジメントシステムデータ更新業務	ストックマネジメントシステムデータ更新業務	1,663	○		契約相手方が所有するシステムを基盤に開発したシステムのデータ更新業務であり、委託できる業者等が、当該団体に限られる。		農地農村整備課
6	平成30年度赤土対策進捗管理システム入力作業委託業務	管理システム入力作業業務	972	○		本業務は、平成29年度に実施した赤土流出防止の土木的対策の成果を赤土対策進捗状況管理システムに入力し、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の評価に係る基礎資料をする作成する業務である。 赤土対策進捗状況管理システムは、平成25年度から26年度にかけて、水土里情報システム(以下、GIS)を基盤に開発した そのため、当該業務はGISを一元的に管理・運用している沖縄県土地改良事業団体連合会のみが実施することができることから、同団体を契約の相手方として選定した。		農地農村整備課
7	沖縄県農業農村整備事業設計積算要領改正(案)作成委託業務	積算要領改正(案)作成業務	1,998	○		本業務はその性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要であるが、沖縄県土地改良事業団体連合会は、「農業農村整備事業発注者支援機関」に認定され、「工事の品質確保の促進に関する法律」に定められている発注関係事務を公正・適切に支援できる機関である。また、沖縄土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため、市町村、土地改良区等の会員の行う土地改良事業の指導及び援助を行い、その共同利益の増進を図ることを目的として設立されており、土地改良法によって営利を目的としない公益法人等に位置づけられている。現地事務所として、石垣・宮古に出先機関を有しており、本業務の現地調査に対応できる適切な人員・体制が整備されている。		農地農村整備課

8	平成30年度土地改良事業積算資料作成委託業務	積算資料作成業務	885	○		補助版標準積算システムにおける沖縄県版工事工種体系の作成を行う業務であり、補助版標準積算システムは、農業農村整備事業に係る工事・業務の積算の効率化を目的として、農林水産省が開発したシステムを地方公共団体等向けに改変したものである。県内において、当該システムの補助版の使用許諾を受けている機関は、沖縄県の他には沖縄県土地改良事業団体連合会のみとなっているため契約相手方として選定した。		農地農村整備課
9	旧幕下第3地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務	1,334	○		『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達(平成2年3月22日・構改D第46号及び平成3年8月20日・3構改D第510号)により『一貫した体制の下統一的に実施する事が重要である』として各都道府県の土地改良事業団体連合会を活用するよう指導があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。		南部農林土木事務所
10	宜野座南東海域農地赤土等流出防止対策マスタープラン策定業務	マスタープラン策定業務	7,356	○		本業務の農地対策マスタープラン見直しは県内では初めてであることから、水土里情報システムをベースとして、一体的に各種データやシュミレーション実施のため、プログラムを構築・開発を行っている、沖縄県土地改良事業団体連合会で随意契約に附することが適当である。		北部農林水産振興センター
11	国営伊是名地区関連事業検討業務(H29線)	関連事業検討業務	3,780	○		①沖縄県土地改良事業団体連合会は、「平成28年度伊是名地区末端ため池群管理運営等検討業務」を取りまとめた実績があり、本業務における専門的な技術、知識及び経験が備わっている。②上記業務をとりまとめていることから現地条件等を熟知している。③新たな水源のデータの追加が有り、新たな水収計算を行うこととなるが、プログラム開発業者だと、プログラムの一部修正のみで事業が可能である。		北部農林水産振興センター

12	羽地大川地区積算参考資料作成業務	積算参考資料作成業務	702	○		<p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良法により営利を目的としない公益社団法人等に位置付けされており、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため会員の行う土地改良事業の指導及び援助を行い、その共同利益の増進を図ることを目的としている。当該団体は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に定める発注機関事務を公正・適切に支援できる機関として「農業農村整備事業発注者支援機関」に平成29年4月1日付けで農業農村整備事業工事等に係る品質対策沖縄地方協議会から認定されている。・沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該業務遂行に必要な専門技術者を多数有しているため、正確性、信頼性及び迅速な業務遂行が期待できる。・本業務には、積算業務も含まれており農林水産部が運用している積算システムとリンクできる積算システムは当該団体にしかなく他社との競争入札に付することは適さない。</p>		北部農林水産振興センター
----	------------------	------------	-----	---	--	--	--	--------------

13	恩納村赤土流出防止対策マスタープラン策定業務	マスタープラン策定業務	5,508	○		<p>1.赤土対策進捗管理システムは、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」における流出削減目標量に対する対策の進捗確認、及び効果的な対策の手法選定のため、平成25年度・平成26年度に水土里情報システムをベースとして、一体的に各種データやシュミレーション実施のため、プログラム構築・開発を沖縄県土地改良事業団体連合会で行い管理を行っている。2.今後の農地対策マスタープラン見直し及び赤土対策進捗管理を一元的に行うことが必要である。3.赤土対策進捗管理システム(以下、管理システム)を地理情報等のプラットフォームとして民間業者への管理システム活用方法などのシステム構築が必要とされている。このことから、水土里情報システムをベースとして、一体的に各種データやシュミレーション実施のため、プログラム構築・開発を行っている、沖縄県土地改良事業団体連合会で随意契約に附すことが適当である。</p>			北部農林水産振興センター
14	伊平屋北部地区管理システムデータ作成業務(H30)	システムデータ作成業務	3,132	○		<p>本業務は、水利施設整備事業で管理された水利施設の情報を水土里情報システム(GIS・地理管理システム)により登録・管理する業務である。よって、村が管理するための情報及びシステムの構築を行うものである。本業務の成果により施設情報や農地筆毎の情報を航空写真上で表示できるため、現地調査等に要していた時間を削減でき、業務の効率化に有効である。加えて、水利施設に不足の事態が生じた場合にも、影響範囲をすぐに特定でき迅速な対応を行うことができる。また、農林水産省通達において、県が当該システムの一元的な管理・運用、利活用の促進をする方針となっており、当該システムにおいても、データの互換性、情報を共有する上で、有利である。当該システムの構築及び運用している機関は、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであり価格面も安価であることから、契約の相手方として選定した。</p>			北部農林水産振興センター

15	宮古島市イリノソコ地区 換地業務	換地業務	1,229	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
16	宮古島市ウヅラ嶺地区 換地業務	換地業務	1,323	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
17	多良間村カヅジョウ地区 換地業務	換地業務	1,998	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
18	宮古島市魚口地区 換地業務	換地業務	2,201	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
19	宮古島市狭間地区 換地業務	換地業務	1,543	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
20	宮古島市更竹地区 換地業務	換地業務	1,300	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
21	宮古島市山底地区 換地業務	換地業務	1,117	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
22	宮古島市上区西地区 換地業務	換地業務	1,782	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
23	宮古島市長中地区 換地業務	換地業務	901	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
24	宮古島市真良瀬嶺地区 換地業務	換地業務	723	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
25	宮古島市西原第3地区 換地業務	換地業務	2,464	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター

26	宮古島市西新生地区換地業務	換地業務	711	○		本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
27	宮古島市増原地区換地業務	換地業務	1,695	○		本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
28	宮古島市福地地区換地業務	換地業務	3,141	○		本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
29	宮古島市福嶺南地区換地業務	換地業務	1,360	○		本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
30	宮古島市加治道地区換地業務	換地業務	9,055	○		本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
31	宮古島市西中底原地区換地業務	換地業務	817	○		本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
32	国営宮古伊良部地区関連事業管理台帳作成業務(H30)	管理台帳作成業務	658	○		県で管理している国営宮古伊良部地区関連事業等の管理台帳情報を水土里情報システムに引き継ぐことで、国・県・市町村等が整備した施設の様々なデータを一元的に蓄積・管理することが可能となるため。		宮古農林水産振興センター
33	西原第5地区権利関係調査委託業務(H30)	権利関係調査業務	2,906	○		本業務は、換地を伴う基礎資料である権利関係の調査を行うことを目的としている。そのため、土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っている唯一の機関である土地改良事業団体連合会と契約することで、業務の適正かつ円滑な執行をはかることができる。		宮古農林水産振興センター
34	宮古島市長中地区権利関係調査委託業務(H30-1)	権利関係調査業務	997	○		本業務は、長中地区の確定測量前の従前地の再調査、戸籍簿等の調査、整理を行うものである。そのため、本地区の換地関係業務及び農業農村整備事業の受注実績のある土地改良事業団体連合会と契約することで、業務の適正かつ円滑な執行をはかることができる。		宮古農林水産振興センター

35	南帆安地区参考資料作成業務(H30)	参考資料作成業務	864	○	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約を行う。見積依頼業者は農業農村整備事業等における当初計画策定業務、実施設計業務に精通しており業務の適正かつ円滑な執行が期待できる。</p>			八重山農林水産振興センター
36	竹富町与那良原地区換地業務	換地業務	2,376	○	<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地土」の関与の範囲の拡大について(最終改正:平成23年4月1日付け22農振第2323号)において、土地改良換地土及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。以上の理由により随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			八重山農林水産振興センター

37	石垣市大座地区換地業務	換地業務	2,268	○		<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地土」の関与の範囲の拡大について(最終改正:平成23年4月1日付け22農振第2323号)において、土地改良換地土及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。以上の理由により随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>		八重山農林水産振興センター
38	与那国町南帆安地区換地業務	換地業務	2,160	○		<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地土」の関与の範囲の拡大について(最終改正:平成23年4月1日付け22農振第2323号)において、土地改良換地土及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。以上の理由により随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>		八重山農林水産振興センター

39	満田原地区圃場整備計画策定業務(H30)	計画策定業務	972		○		<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約を行う。見積依頼業者は農業農村整備事業等における当初計画策定業務、実施設計業務に精通しており業務の適正かつ円滑な執行が期待できる。平成26年度業務「満田原地区ほ場整備計画策定業務」、平成27年度業務「権利関係調査業務」において作成した事業計画に、事業内容の補足を行う業務である。</p> <p>見積依頼業者は農業農村整備事業等における当初計画策定業務、実施設計業務に精通しており業務の適正かつ円滑な執行が期待できる。</p>			八重山農林水産振興センター
40	南帆安地区参考資料作成業務(H30-2)	参考資料作成業務	486		○		<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約を行う。見積依頼業者は農業農村整備事業等における当初計画策定業務、実施設計業務に精通しており業務の適正かつ円滑な執行が期待できる。</p>			八重山農林水産振興センター
合計			88,031	37	3	0		0		